

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県議会定例会を招集する件 四五
- 平成二十五年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を定め  
た件 四五
- 道路の区域を変更する件五件 四五
- 海岸保全区域を指定する件 四五
- 公 告
- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 四五
- 一般競争入札を行う件 四五
- 随意契約の相手方を決定した件 四五
- 福島県教育委員会教育長  
落札者を決定した件四件 四五
- 福島県選挙管理委員会  
選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島  
県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告  
示する件 四六

## 告 示

**福島県告示第五百八十八号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議  
 会定例会を平成二十五年九月二十四日福島市に招集する。  
 平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤雄平  
 （総務課）

### 福島県告示第五百八十九号

平成二十五年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。  
 平成二十五年九月十日  
 福島県知事 佐藤雄平

一 原種の配付数量	品種名	数量（単位 キログラム）
種類	きぬあずま	八〇
小麦	ゆきちから	一六〇
	小麦合計	二四〇
	アサカノナタネ	三
二 原種の配付価格	なたね	価格（消費税及び地方消費税を除く。）
種類	単位	
小麦	一キログラム	二〇六円
なたね	一キログラム	三〇〇円

（水田畑作課）

### 福島県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
 計画課及び福島県県中建設事務所まで平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供す  
 る。  
 平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 三四九号	田村市船引町新館字軽 井沢一二九二番地先か ら	変更前	変更後	六・〇〇 三二・〇	一、一八〇・〇
	同 市船引町新館字軽 井沢一四一四番地先ま で	変更後		一三・〇〇 六五・〇	一、一八〇・〇

（道路計画課）

### 福島県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道下郷会津本郷線	大沼郡会津美里町氷玉字漆原甲一〇三〇番地先から 同 郡同 町氷玉字上り戸一番地先まで	変更前	A 六・八 二四・〇	一、六三三・〇
		変更後	A 六・八 二四・〇 B 一〇・〇 五五・七	一、六三三・〇 一、六五七・八

(道路計画課)

福島県告示第五百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道山都柳津線	河沼郡柳津町大字藤字古市一三六六番一地从り 同 郡同 町大字藤字沢向一九八八番一地从り	変更前	五・五 一六・二	一一〇・〇
		変更後	五・五 五一・〇	一一〇・〇

福島県告示第五百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道藤小椿線	河沼郡柳津町大字小椿字坂ノ上乙八四二番地先から 同 郡同 町大字小椿字坂ノ上乙八一九番一地从り	変更前	五・〇 一〇・〇	一五三・五
		変更後	八・八 二二・八	一五三・五

(道路計画課)

福島県告示第五百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道四五九号	耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峰一〇九三番四三六地先から 同 郡同 村大字檜	変更前	九・八 二二・八	一一九・〇
		変更後	一四・〇	一一九・〇

原字大府平一〇七三番  
一六三地先まで

四四・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百九十五号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、次の区域を海岸保  
全区域として指定する。

平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

海岸名	区	域
福島県福島沿岸 中之作港海岸 岸浦地区海岸	一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅹ座標系)	
	基点1 点	X 一〇七二五一・五四一 Y 九九六七七・七五二の
	基点2 点	X 一〇七二六一・六二七 Y 九九六八三・〇五八の
	基点3 点	X 一〇七二六五・七〇九 Y 九九六八二・九三六の
	基点4 点	X 一〇七二六五・八五〇 Y 九九六八五・八六五の
	基点5 点	X 一〇七二七〇・八六四 Y 九九六八八・六八〇の
	基点6 点	X 一〇七二七一・六六八 Y 九九七〇三・八四一の
	基点7 点	X 一〇七二七二・一四九 Y 九九七一二・七九〇の
	基点8 点	X 一〇七二七二・二六三 Y 九九七一五・五五九の
	基点9 点	X 一〇七二六九・八四七 Y 九九七一五・六二二の
	基点10 点	X 一〇七二七一・〇五一 Y 九九七二三・六八八の
	基点11 点	X 一〇七二七二・九六二 Y 九九七三四・九七二の
	基点12 点	X 一〇七二七四・三七二 Y 九九七四九・五三三の
基点13 点	X 一〇七二七四・四二六 Y 九九七五〇・九六〇の	

基点14 点	X 一〇七二八五・三三四 Y 九九七六二・四六九の
基点15 点	X 一〇七二九八・九四八 Y 九九七七七・一四〇の
基点16 点	X 一〇七三一二・六〇六 Y 九九七九一・七一六の
基点17 点	X 一〇七三二六・二二八 Y 九九八〇六・三八九の
基点18 点	X 一〇七三三九・九〇五 Y 九九八二〇・九六八の
基点19 点	X 一〇七三五三・五二六 Y 九九八三五・七二一の
基点20 点	X 一〇七三六一・六〇七 Y 九九八四四・四四七の
基点21 点	X 一〇七三六二・九二〇 Y 九九八四六・一九一の
基点22 点	X 一〇七三六六・五一一 Y 九九八五〇・〇九四の
基点23 点	X 一〇七三七九・九七六 Y 九九八六四・八八五の
基点24 点	X 一〇七三八一・六三一 Y 九九八六六・六〇九の
基点25 点	X 一〇七三九四・二五六 Y 九九八七三・四三八の
基点26 点	X 一〇七四一一・八三九 Y 九九八八二・九四八の
基点27 点	X 一〇七四二九・四四九 Y 九九八九二・四二七の
基点28 点	X 一〇七四四七・〇二八 Y 九九九〇一・九一九の
基点29 点	X 一〇七四六四・五二五 Y 九九九一一・七九〇の
基点30 点	X 一〇七四八二・〇三三 Y 九九九二一・三七五の
基点31 点	X 一〇七四八四・〇九五 Y 九九九二二・五一二の
基点32 点	X 一〇七四九九・六三五 Y 九九九三〇・九二一の

<p>福島県福島沿岸 江名港海岸 江ノ浦地区海 岸</p>	<p>一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）</p> <p>基点1 X一〇七五三七・五七二 Y九九九五一・三九六の点</p> <p>基点2 X一〇七五四〇・〇二八 Y九九九五二・七三三の点</p> <p>基点3 X一〇七五五七・六四七 Y九九九六二・一六四の点</p> <p>基点4 X一〇七五七五・二七九 Y九九九七一・六七五の点</p> <p>基点5 X一〇七五九一・七八四 Y九九九八〇・六四九の点</p> <p>基点6 X一〇七六一一・八六五 Y九九九九一・八二三の点</p>	<p>二 区域</p> <p>基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、補助点1の1、補助点2の1、補助点3の1及び補助点4の1を順次直線で結んだ線並びに補助点4の1から基点1に至る線により囲まれた区域で次の図に示す区域</p> <p>（次の図は省略する。）</p> <p>三 区域</p> <p>補助点1の1 X一〇七二二三・九九一 Y九九六八二・四二六の点</p> <p>補助点2の1 X一〇七二一九・七〇二 Y九九七九五・二九九の点</p> <p>補助点3の1 X一〇七三二九・二〇五 Y九九九一二・六六三の点</p> <p>補助点4の1 X一〇七四八九・三四一 Y九九九七七・九七一の点</p>
---	--	--

<p>基点26 X一〇七七九五・九七〇 Y一〇〇〇二九・九一七の点</p> <p>基点25 X一〇七七九五・四二七 Y一〇〇〇二八・〇八八の点</p> <p>基点24 X一〇七七七一・三〇三 Y一〇〇〇〇五・四九八の点</p> <p>基点23 X一〇七七五六・二〇八 Y一〇〇〇〇七・八〇八の点</p> <p>基点22 X一〇七七五二・二七三 Y一〇〇〇〇八・八八三の点</p> <p>基点21 X一〇七七〇四・四〇八 Y一〇〇〇〇五・八五〇の点</p> <p>基点20 X一〇七七〇〇・五六八 Y一〇〇〇〇四・九九一の点</p> <p>基点19 X一〇七六九〇・五四四 Y一〇〇〇〇四・六五〇の点</p> <p>基点18 X一〇七六七二・八七六 Y一〇〇〇〇四・二一四の点</p> <p>基点17 X一〇七六六〇・〇四九 Y一〇〇〇〇三・四七〇の点</p> <p>基点16 X一〇七六五七・九八三 Y一〇〇〇〇三・三八三の点</p> <p>基点15 X一〇七六五六・一二八 Y一〇〇〇〇三・〇二九の点</p> <p>基点14 X一〇七六五一・〇一一 Y一〇〇〇〇三・八七一の点</p> <p>基点13 X一〇七六四七・〇一六 Y一〇〇〇〇二・九三六の点</p> <p>基点12 X一〇七六四三・四五九 Y一〇〇〇〇二・九九七の点</p> <p>基点11 X一〇七六三四・四二〇 Y一〇〇〇〇一・九三一の点</p> <p>基点10 X一〇七六二九・三一六 Y一〇〇〇〇一・三二四の点</p> <p>基点9 X一〇七六二六・九八二 Y一〇〇〇〇〇・六一五の点</p> <p>基点8 X一〇七六二五・七三五 Y一〇〇〇〇〇・四〇三の点</p> <p>基点7 X一〇七六二二・八三〇 Y一〇〇〇〇〇・二六四の点</p>
--

公告第二百八十二号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取

公 告

（港 湾 課）

基点27の点	X一〇七八〇二・二三六	Y一〇〇〇三三・八〇八
基点28の点	X一〇七八〇二・八六〇	Y一〇〇〇三五・四〇八
基点29の点	X一〇七七六五・九一七	Y一〇〇〇九四・九〇四
基点30の点	X一〇七七六四・二九〇	Y一〇〇〇九六・五〇八
基点31の点	X一〇七七五六・一六〇	Y一〇〇〇一〇一・二二一
基点32の点	X一〇七七七八・八三三	Y一〇〇〇八一・六八八
補助点1の1の点	X一〇七四八九・三四一	Y九九九七・九七一
補助点2の1の点	X一〇七五八四・四七二	Y一〇〇〇五二・一三四
補助点3の1の点	X一〇七六二四・一六八	Y一〇〇〇九一・〇六七
補助点4の1の点	X一〇七六九一・一三九	Y一〇〇〇二六・〇〇八

二 区域  
 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、補助点1の1、補助点2の1、補助点3の1及び補助点4の1を順次直線で結んだ線並びに補助点4の1から基点1に至る線により囲まれた区域で次の図に示す区域  
 （次の図は省略する。）

業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験日時

平成二十五年十一月八日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県庁西庁舎十二階講堂（福島県福島市杉妻町二番十六号）

三 受験願書の提出期間

平成二十五年十月一日から同月十八日まで（郵送による場合は、同月十八日までの通信日付印のあるものを有効とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。  
 （技術管理課建設産業室）

**公告第283号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年9月10日

福島県知事 佐藤 雄平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン（職員用） 1,998台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 1,998台のうち 322台 平成25年11月19日（火）  
1,676台 平成26年1月31日（金）
- (4) 納入場所 知事公室広報課ほか

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年10月4日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年9月24日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年10月22日（火）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月21日（月）午後5時までに必着のこと。）

**5 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**6 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**7 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**8 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal computer 1,998units
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 22 October 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 21 October 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第284号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月10日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン 570台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年7月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,677,015円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

(入札用度課)

**公告第19号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 9月10日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地  
福島県立清陵情報高等学校 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
51,408,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年 6月11日

（財務課施設財産室）

**公告第20号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立若松商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方



公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月10日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立若松商業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地  
福島県立若松商業高等学校 福島県会津若松市米代一丁目3番31号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
29,862,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月11日

（財務課施設財産室）

#### 公告第21号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月10日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地  
福島県立平商業高等学校 福島県いわき市平中塩字一水口37番1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
35,078,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月11日

（財務課施設財産室）

#### 公告第22号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月10日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）

- 2 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地  
福島県立須賀川高等学校 福島県須賀川市緑町88番地
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額  
29,786,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月11日

(財務課施設財産室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十五年九月二日現在において、次のとおりである。

平成二十五年九月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、三四一
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇二、一二九
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡
七七、七六九	一九、一三五
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村
三三、五〇四	一九、八九二

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	
一六、〇〇五	一一、〇三六	二二、三七〇	二六、二二七	三〇、二六五	九一、六二七	八七、八九三	
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡
一八、七〇八	一一、九二六	九、四五〇	八、〇五七	六、六四八	八、二七二	一〇、六二八	二八、五〇三